

歳 出

款 項	金 額 千円
1 下水道事業費	3,700,903
1 流域下水道事業費	1,510,300
2 下水道管理費	2,190,603
2 公債費	1,081,145
1 公債費	1,081,145
歳 出 合 計	4,782,048

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
平成18年度岩木川流域下水道事業工事代金	平成19年度		330,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
下水道事業	328,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年限変更、繰上償還又は償還することができる。
計	328,000	/	/	/

平成18年度青森県駐車場事業特別会計予算

平成18年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ570,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	金 額 千円
款 項	
1 使用料及び手数料	234,265
1 使用料	234,265
2 繰入金	333,343
1 一般会計繰入金	333,343
3 繰越金	1
1 繰越金	1
4 諸収入	3,387
1 県預金	1
2 雑収入	3,386
歳 入 合 計	570,996

歳 出	金 額 千円
款 項	
1 駐車場事業費	110,896
1 県営駐車場運営費	65,861
2 地下駐車場運営費	45,035
2 公債費	371,773
1 公債費	371,773
3 繰出金	88,327
1 一般会計繰出金	88,327
歳 出 合 計	570,996

平成18年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成18年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ978,584千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出																																																						
<table border="1"> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>金額 千円</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>使用料及び手数料</td> <td>445,629</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 使用料</td> <td>445,629</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>繰入金</td> <td>371,796</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 一般会計繰入金</td> <td>371,796</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>繰越金</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 繰越金</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>諸収入</td> <td>161,158</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 県預金</td> <td>161,157</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 雑収入</td> <td>978,584</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>978,584</td> </tr> </table>	款	項	金額 千円	1	使用料及び手数料	445,629	1	1 使用料	445,629	2	繰入金	371,796	1	1 一般会計繰入金	371,796	3	繰越金	1	1	1 繰越金	1	4	諸収入	161,158	1	1 県預金	161,157	2	2 雑収入	978,584	合計	合計	978,584	<table border="1"> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>金額 千円</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 鉄道施設事業費</td> <td>868,276</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 鉄道施設整備費</td> <td>14,173</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 鉄道施設管理費</td> <td>854,103</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 公債費</td> <td>110,308</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 公債費</td> <td>110,308</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>978,584</td> </tr> </table>	款	項	金額 千円	1	1 鉄道施設事業費	868,276	1	1 鉄道施設整備費	14,173	2	2 鉄道施設管理費	854,103	2	2 公債費	110,308	1	1 公債費	110,308	合計	合計	978,584
款	項	金額 千円																																																					
1	使用料及び手数料	445,629																																																					
1	1 使用料	445,629																																																					
2	繰入金	371,796																																																					
1	1 一般会計繰入金	371,796																																																					
3	繰越金	1																																																					
1	1 繰越金	1																																																					
4	諸収入	161,158																																																					
1	1 県預金	161,157																																																					
2	2 雑収入	978,584																																																					
合計	合計	978,584																																																					
款	項	金額 千円																																																					
1	1 鉄道施設事業費	868,276																																																					
1	1 鉄道施設整備費	14,173																																																					
2	2 鉄道施設管理費	854,103																																																					
2	2 公債費	110,308																																																					
1	1 公債費	110,308																																																					
合計	合計	978,584																																																					

平成18年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成18年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ524,891千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行

為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出																																																
<table border="1"> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>金額 千円</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>繰入金</td> <td>57,755</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 一般会計繰入金</td> <td>57,755</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>繰越金</td> <td>50,790</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 繰越金</td> <td>50,790</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>諸収入</td> <td>317,572</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 県預金</td> <td>317,562</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 貸付金元利収入</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 雑収入</td> <td>98,774</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 県債</td> <td>98,774</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 県債</td> <td>98,774</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>524,891</td> </tr> </table>	款	項	金額 千円	1	繰入金	57,755	1	1 一般会計繰入金	57,755	2	繰越金	50,790	1	1 繰越金	50,790	3	諸収入	317,572	1	1 県預金	317,562	2	2 貸付金元利収入	4	3	3 雑収入	98,774	4	4 県債	98,774	1	1 県債	98,774	合計	合計	524,891	<table border="1"> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>金額 千円</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>母子寡婦福祉資金貸付費</td> <td>524,891</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1 母子寡婦福祉資金貸付費</td> <td>524,891</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>524,891</td> </tr> </table>	款	項	金額 千円	1	母子寡婦福祉資金貸付費	524,891	1	1 母子寡婦福祉資金貸付費	524,891	合計	合計	524,891
款	項	金額 千円																																															
1	繰入金	57,755																																															
1	1 一般会計繰入金	57,755																																															
2	繰越金	50,790																																															
1	1 繰越金	50,790																																															
3	諸収入	317,572																																															
1	1 県預金	317,562																																															
2	2 貸付金元利収入	4																																															
3	3 雑収入	98,774																																															
4	4 県債	98,774																																															
1	1 県債	98,774																																															
合計	合計	524,891																																															
款	項	金額 千円																																															
1	母子寡婦福祉資金貸付費	524,891																																															
1	1 母子寡婦福祉資金貸付費	524,891																																															
合計	合計	524,891																																															

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度	額 千円

平成18年度母子福祉資金貸付金	平成19年度から平成22年度まで	260,526
平成18年度寡婦福祉資金貸付金	平成19年度から平成21年度まで	9,530

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	98,774	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の融資条件による。	0	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。
計	98,774	/	/	/

平成18年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成18年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,791,482千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
款	繰入金	9,557
	一般会計繰入金	552,498
繰越金	繰越金	552,498
	繰越金	552,498

3 諸	収入	金額
1 貸付金	収入	2,579,483
2 県預金	収入	2,396,454
3 雑入	収入	600
4 貸付金	収入	2
1 県債	債	182,427
1 県債	債	649,944
歳入	合計	649,944
歳出	合計	3,791,482

款	項	金額 千円
1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,690,516
	2 事務費	10,159
1 諸	1 公債費	2,081,144
	1 公債費	2,081,144
繰出金	1 一般会計繰出金	9,663
	1 一般会計繰出金	9,663
歳出	合計	3,791,482

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	649,944	普通貸借	1.15	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
計	649,944	/	/	/

平成18年度青森県農業改良資金特別会計予算

平成18年度青森県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312,272千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
歳入	1 貸付勘定収入	304,096
	1 繰越収入	144,096
	2 諸収入	160,000
歳入	2 業務勘定収入	8,176
	1 繰越収入	8,171
	2 繰越収入	1
3 諸収入	4	
歳入合計		312,272

歳出	項	金額 千円
歳出	1 貸付勘定	304,096
	1 貸付	244,096
	2 国庫返還	40,000
歳出	3 繰越	20,000
	2 業務勘定	8,176
	1 取投事務	8,176
歳出合計		312,272

平成18年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成18年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,327千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

歳入	項	金額 千円
歳入	1 貸付勘定収入	120,000
	1 繰越収入	61,207
歳入	2 業務勘定収入	58,793
	1 繰越収入	2,327
歳入	2 繰越収入	2,323
	1 繰越収入	1
3 諸収入		3
歳入合計		122,327

歳出	項	金額 千円
歳出	1 貸付勘定	120,000
	1 貸付	120,000
歳出	2 業務勘定	2,327
	1 取投事務	2,327
歳出合計		122,327

平成18年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成18年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款 項	金 額 千 円
1 貸付勘定収入	130,000
1 繰越	9,127
2 諸収入	115,174
3 繰越	1,900
4 国庫庫出入	3,799
2 業務勘定収入	2,891
1 繰越	2,888
2 繰越	1
3 諸収入	2
歳 入 合 計	132,891

款 項	金 額 千 円
1 貸付勘定	130,000
1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
2 業務勘定	2,891
1 取扱事務費	2,891
歳 出 合 計	132,891

平成18年度青森県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 青森県立中央病院
  - (1) 病 床 数 705床
  - (2) 年 間 患 者 数 547,394人
  - イ 入 院 患 者 数 227,424人
  - ロ 外 来 患 者 数 319,970人
- (3) 一日平均患者数

イ 入院患者数	623人
ロ 外来患者数	1,306人
(4) 建設改良工事	167,200千円
イ 病院工入	428,899千円
ロ 資産購入	
2 青森県立つぐしが丘病院	
(1) 病 床 数 350床	
(2) 年 間 患 者 数 122,837人	
イ 入院患者数 102,565人	
ロ 外来患者数 20,272人	
(3) 一日平均患者数 281人	
イ 入院患者数 281人	
ロ 外来患者数 82人	
(4) 建設改良工事	59,907千円
イ 病院工入	9,855千円
ロ 資産購入	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 中央病院事業収益	16,047,198千円
第1項 医 業 収 益	14,218,054千円
第2項 医 業 外 収 益	1,829,144千円
第2款 つぐしが丘病院事業収益	2,170,653千円
第1項 医 業 収 益	1,614,136千円
第2項 医 業 外 収 益	556,517千円

支 出

第1款 中央病院事業費用	17,026,783千円
第1項 医 業 費 用	16,549,974千円
第2項 医 業 外 費 用	473,809千円
第3項 予 備 費	3,000千円

第2款 つくしが丘病院事業費用	2,362,451千円
第1項 医業費用	2,341,296千円
第2項 医業外費用	20,155千円
第3項 予備費	1,000千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	

収入	支出
第1款 中央病院資本的収入	第1款 中央病院資本的支出
第1項 負担金	第1項 建設改良費
第2項 企業債	第2項 償還金
第2款 つくしが丘病院資本的収入	第2款 つくしが丘病院資本的支出
第1項 負担金	第1項 建設改良費
第2項 企業債	第2項 償還金
第3項 補助金	

1,968,064千円	1,968,064千円
1,431,064千円	596,099千円
537,000千円	1,371,965千円
134,843千円	134,843千円
65,936千円	69,762千円
9,000千円	65,081千円
59,907千円	

  

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	537,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は償換することができる。
県立つくしが丘病院医療器械整備事業	9,000千円			

計 546,000 / /

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,273,487千円
- (2) 交際費 314千円

(他会計からの補助金)

第8条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 2,580千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,323,168千円と定める。

平成18年度青森県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度青森県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 事業量
- イ 年間販売電力量 46,567,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 電気事業収益	374,590千円
第1項 営業収益	373,171千円
第2項 財務収益	1,419千円

平成18年度青森県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 八戸工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量	121,280立方メートル
ロ 給水事業所数	12事業所
ハ 一日平均給水量	332,580立方メートル

2 六ヶ所工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量	813,950立方メートル
ロ 給水事業所数	2事業所
ハ 一日平均給水量	2,230立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 八戸工業用水道事業収益	942,847千円
第1項 営業収益	939,805千円
第2項 営業外収益	3,042千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業収益	38,520千円
第1項 営業収益	38,459千円
第2項 営業外収益	61千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業費用	852,105千円
第1項 営業費用	735,752千円
第2項 営業外費用	106,353千円
第3項 予備費	10,000千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業費用	54,394千円

第1款 電気事業費用 358,704千円

第1項 営業費用 342,127千円

第2項 財務費用 4,312千円

第3項 営業外費用 7,265千円

第4項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額110,212千円は減債積立金22,010千円、建設改良積立金44,542千円、中小水力発電開発改良積立金40,000千円及び消費税及び地方消費税資本的收支調整額3,660千円で補てんするものとする。)

収入

0千円

支出

第1款 資本的支出 110,212千円

第1項 建設改良費 88,202千円

第2項 企業債償還金 22,010千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 164,280千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,249千円と定める。

第1項 営業費用	40,753千円
第2項 営業外費用	12,641千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額165,451千円は減債積立金5,536千円、建設改良積立金21,892千円、損益勘定留保資金136,879千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,144千円で補てんするものとする。)

収 入

0千円

支 出

第1款 八戸工業用水道事業資本的支出	162,961千円
第1項 建設改良費	22,986千円
第2項 企業債償還金	139,975千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業資本的支出	2,490千円
第1項 建設改良費	1,062千円
第2項 企業債償還金	1,428千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

215,450千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,713千円と定める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭